

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

1) 原材料	最終仕入原価法による原価法
2) 仕掛品	売価還元法による原価法
3) 製品	売価還元法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物付属設備 8～18年

機械装置 7～10年

工具器具備品 2～8年

定額法

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算しております。

③ 株式給付信託引当金

株式給付規程に基づく当社従業員の親会社（大東建託株式会社）株式の給付に備えるため、当期末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式数

普通株式 4,000株

3. 重要な後発事象に関する注記

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

2024年4月16日開催の取締役会において、当社の対象従業員に対し、親会社大東建託株式会社の譲渡制限付株式（以下、「本件株式」といいます。）に係る金銭報酬債権の支給を決議しました。

これは、大東建託グループの中期経営計画（2024年4月～2027年3月）の達成を目的とする株式報酬として、2024年9月1日時点の対象従業員に当該金銭報酬債権と引き換えに本件株式を取得させるものであります。当社が付与する金銭報酬債権の総額は最大で1億800万円を見込んでおり、当該金銭報酬債権の総額に相当する本件株式を大東建託従業員持株会を通じて取得する予定です。